

第 26 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 9 月 30 日 (金) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 15 名

1	乙部 毅博			3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
		11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 2 名

2	吉田 義明	10	向井 良治
---	-------	----	-------

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 37 号	農地法第 4 条の規定による許可について
日程第 3	議案第 38 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6 . 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7 . 閉会時間 午後 2 時 00 分

8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は15名であります。

定足数に達しておりますので、第26回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、4番 吉田洋一 委員、5番 太田 勝義 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、8月30日開催の第25回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1の会議関係では、(1)8月30日の「農業委員定数の見直しに伴う意見交換」ですが、前回の総会終了後、急きょ、町長と意見交換が行われ、会長と事務局長の私が出席しました。この件の詳細につきましては、この後の委員協議会でご説明したいと思っております。

(2)の、令和4年 定例第3回町議会が9月6日から16日まで開催され、会長と局長が出席しております。

(3)では、9月27日に第3班 牧田班長以下6名で、現地調査を行っております。

案件は、 地区での農地転用1件です。

現地調査を行った1件につきましては、本日このあと、議案としてご審議いただきます。

次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。

今月の報告は2件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。

また3法人が以前より未提出となっております。

今月に提出について再通知を行っており、今後も引き続き指導して参ります。

最後に3番のその他で9月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付

議長	<p>、令和5年5月31日であります。</p> <p>現地調査につきましては、9月27日に第3班 牧田班長他5名により実施しております。また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。なお、申請番号1番の案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p>
牧田委員	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p> <p>新たに、堆肥舎を建設する案件です。</p> <p>高規格道路建設により、既存の農業用施設用地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号、「農地法第4条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第38号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は4件でございます。</p> <p>内訳は、農地保有合理化事業に係る賃貸借3件、賃貸借の更新が1件、計4件であります。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は4件でございます。</p> <p>内訳は、農地保有合理化事業に係る賃貸借3件、賃貸借の更新が1件、計4件であります。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>次に、議案第38号申請番号1番の審議にあたり、</p> <p>猪飼 敬司 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番から4番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p>申請番号1、所在、地番につきましては、字 の 他1筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、</p> <p>経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当たり 円、期間は、令和4年9月30日から令和9年7月18日の5年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 9 月 3 0 日から令和 9 年 7 月 1 8 日の 5 年でありま す。</p> <p>申請番号 4 番、所在、地番につきましては、字 の の 他 1 筆 であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²のうち m²であります。貸主は、 氏、借主は、 氏、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日の 3 年で あります。</p> <p>以上で説明をおわります。</p> <p>なお、申請番号 2 番から 3 番については、 による の買い入れのため、また、申請番号 4 番については、賃貸借 の更新のため、ともに、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 8 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地 利用集積計画の決定について」申請番号 2 番から 4 番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p>
-----------	--

瀬尾局長 議長	次に連絡事項に入ります。 事務局より説明いたします。 次回の総会につきましては、10月28日金曜日を予定しておりますので、 よろしく願いいたします。 以上をもって、第26回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。
------------	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年9月30日

会 長

委員(4 番)

委員(5 番)